

市営住宅緊急修繕協定工事業者
の募集案内(管工事)

直方市役所 産業建設部 建築管理課
直方市殿町7番1号
電話番号：0949-25-2261

市営住宅緊急修繕協定工事業者応募要領

1. 募集目的

市営住宅入居者の良好な生活環境を保持するため、下記団地の緊急に実施する修繕業務等に対応する協定を直方市と結ぶ、緊急修繕協定工事業者を募集します。

※想定される緊急修繕工事：給水管からの漏水、排水管の損傷等

2. 団地及び管理戸数

別紙参照（団地一覧）

3. 募集対象業者

管工事業者

4. 募集業者数

1 業者以上

5. 業務内容

次に掲げる工事及び点検

- (1) 市が指示する工事費が 50 万円未満の一般修繕工事
- (2) 緊急を要する修繕工事
- (3) 事故発生の場合の的確な状況把握及び適切な対応
- (4) その他市が指示する工事及び調査・点検等

6. 協定期間

協定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに市及び協定工事業者のいずれかが協定を終了する旨の申し出がなされない場合は、同一条件にてさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

7. 応募資格

応募にあたっては、申込書提出期限日において下記の資格を満たす者。

- (1) 直方市の令和 7 年度「建設工事競争入札参加者名簿・市内」に登録業種「管」で登録されて

いる者。

- (2) 管工事一式工事業の営業年数が3年以上あること。
- (3) 現に建設業法上の監督処分又は直方市からの指名停止処分を受けていない者。
- (4) 現に、会社更生法、破産法、又は民事再生法の適用を受けていない者。(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。)
- (5) 現に、会社法による特別清算を行っていない者。
- (6) 緊急の修繕依頼(夜間・休日を含む)に対して受付対応ができ、かつ、業務対応の体制が確保できること。

8. 募集案内・提出書類等

- (1) 募集案内の配布及び、申込書(提出書類)の受付期間
令和8年2月2日(月)～ 令和8年2月27日(金)
窓口受付時間: 午前8:30 ～ 午後5:00 (ただし、土曜日・日曜日及び休日を除く)
- (2) 募集案内の配布及び、申込書(提出書類)の受付場所
配布場所: 直方市殿町7番1号 直方市役所 4階 建築管理課もしくは直方市ホームページ
提出場所: 窓口提出もしくは電子メールによる提出。
- (3) 提出書類・・・1部提出
 - ① 市営住宅緊急修繕協定工事業者申込書 (別紙1)
 - ② 市営住宅緊急修繕協定工事業者応募資格に関する調査票 (別紙2)
- (4) 募集申込の際の注意
申込(提出書類)受付の際に、調査票にもとづき受付体制や施工体制についてお聞きする場合があります。

9. 協定業者の決定・通知方法

- (1) 提出書類により応募資格の審査を行い、審査基準に適合した者を協定工業者に決定する。
- (2) 協定工業者の決定の可否については、令和8年3月中旬に書面にて通知する。

10. 問い合わせ先

直方市役所 産業建設部 建築管理課 建築係 (担当 水田)

(直方市殿町7番1号 市役所4階 TEL: 0949-25-2261)

団地一覽

団地番号	建物名称(戸数)	住所	総戸数
006	第一光田住宅	植木 2 4 0 4	47
062	第二光田住宅	植木 2 0 3 4－2	12
035	植木塚本住宅	植木 1 6 7 8－1	5
039	植木景房住宅	植木 1 8 6 4－1	20
024	新天神住宅	植木 2 6 5－1	9
002	植木住宅	植木 1 9 5－1	21
051	植木正境住宅	植木 4 5－1	10
057	植木石山谷住宅	植木 1 7 0－6	10
071	植木垣生田住宅	植木 7 4 5－1	4
007	貴船住宅	下新入 6 0 8－2	42
027	新貴船住宅	知古 1 2 4 9－1	5
038	知古新出住宅	感田 3 1 7 3－6	5
010	江口住宅	知古 1 2 8 1－9	11
032	新江口住宅	知古 1 3 5 2－1	10
046	第一新出住宅	感田 3 1 7 3－6	5
047	第二新出住宅	感田 3 2 3 0－3	10
048	第三新出住宅	感田 3 1 4 7	13
072	木屋場住宅	下新入 8 9 2－5	4
026	第一行定住宅	下新入 5 0 7－6	10
068	第二行定住宅	下新入 5 0 7－2 7	8
060	大坪住宅	上新入 1 8 4 9－1	14
004	行常住宅	感田 3 7 8－1	179
055	感田井牟田住宅	感田 1 8 6 3	10
037	感田桜田住宅	感田 1 6 8 0－2	10
053	感田常広住宅	感田 2 2 7 5－1	10
049	感田遠浦住宅	感田 1 8 1 7－2	16
070	感田林田住宅	感田 2 6 5 3	8
041	感田山の浦住宅	感田 2 0 8 5－1	5
028	感田湯の浦住宅	感田 1 6 9 1－1	10
033	第一感田若柳住宅	感田 2 1 6 7－1	10
034	第二感田若柳住宅	感田 2 1 6 5－1	10
063	第三感田若柳住宅	感田 2 1 9 0－1	12

064	第四感田若柳住宅	感田 2 2 0 0－1	4
023	頓野住宅	頓野 3 6 0 2－9 9	275
015	山部新打向住宅	山部 8 9 0－9	14
031	山部浦山住宅	山部 7 7 8	10
056	山伏谷住宅	上新入 2 4 9 3－1	5
045	新山部住宅	山部 7 9 1－6	5
061	明神住宅	上新入 1 6 6 9－3	18
050	藤河内住宅	上新入 2 3 8 1－1	30
025	下境節付住宅	下境 3 0 6 2	47
016	赤地住宅	赤地 6 1－1	5
052	猿田住宅	下境 4 1 4 3－1	14
029	古田坂住宅	下境 3 9 7 8－6 3	15
030	日焼住宅	下境 3 9 1 0－4 0 1	47
057	下境日焼住宅	下境 3 9 0 9－4 2	9
021	古田浦住宅	下境 3 9 1 0－4 0 1	39
073	下境日焼改良住宅	下境 3 9 1 1－1 0	20
069	第二新中泉住宅	下境 3 8 7 8	8
043	第一中泉一丁田住宅	中泉 7 5 6－1	15
044	第二中泉一丁田住宅	中泉 7 3 5－3	15
058	帯田住宅	下境 3 8 7 1－1	10
054	中泉中央住宅	中泉 1 0 1 5－1 (1・2棟)	140
		中泉 1 0 0 6－1 (3棟)	
022	池代住宅	中泉 1 0 1 8－4 5	5
036	新池代住宅	中泉 8 4 8－9	23
040	中泉今林住宅	中泉 8 5 1－1	10
042	新犬田住宅	中泉 9 5 7－4 9	5
059	第三犬田住宅	中泉 1 0 1 8－2 2	15
008	中泉牟田住宅	中泉 1 0 9 9－3	30
017	第一八反田住宅	中泉 1 3 1 2－2	4
018	第二八反田住宅	中泉 1 2 8 7－3 5	10
019	第三八反田住宅	中泉 1 2 6 4－5 6	47
020	第四八反田住宅	中泉 1 2 8 7－5 9	56
065	第五八反田住宅	中泉 1 2 8 7－1 1	12
066	第六八反田住宅	中泉 1 3 1 6－1	6

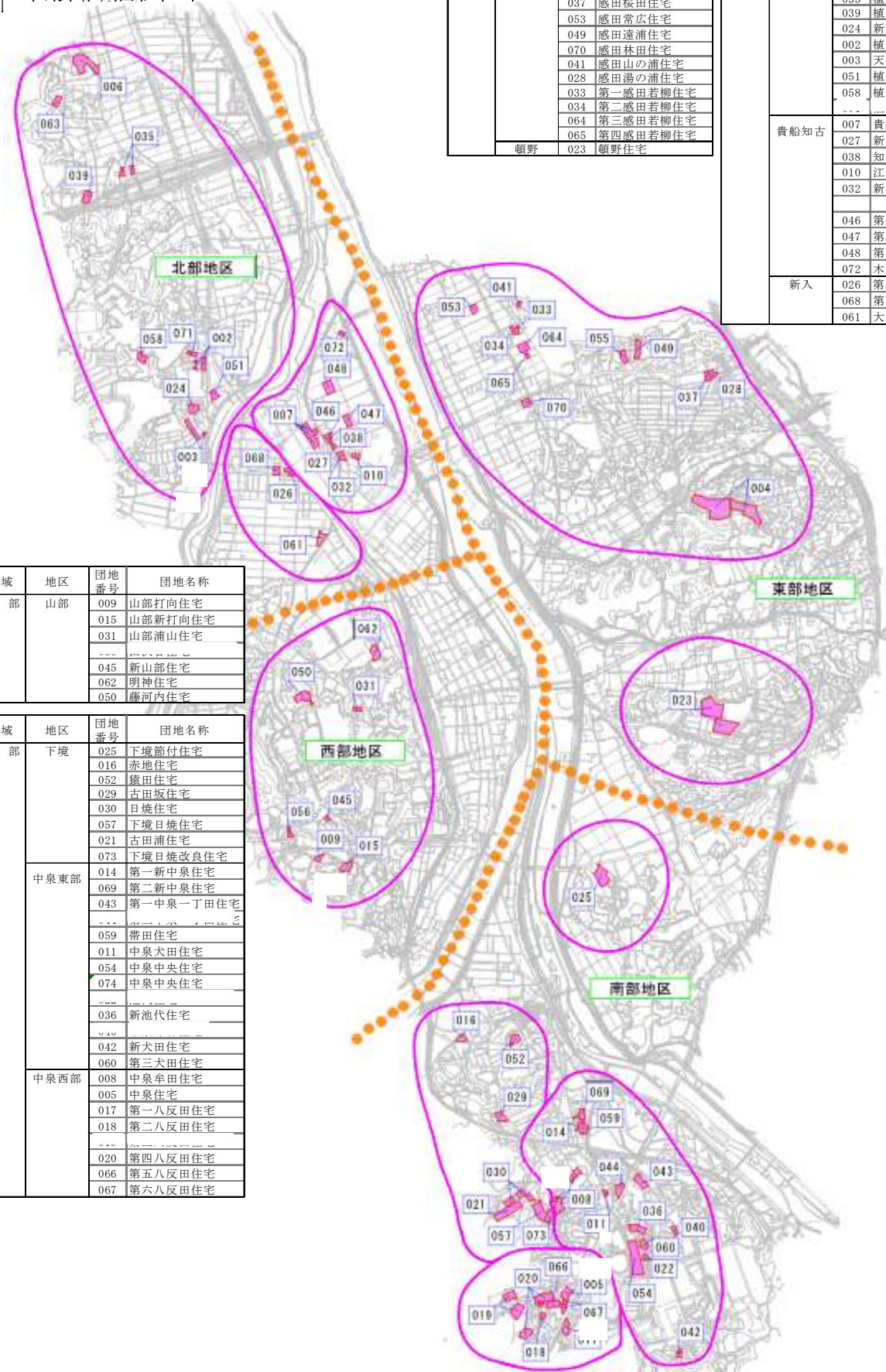
団地位置図

地域	地区	団地番号	団地名称
東 部	感 田	004	行常住宅
		055	感田井牟田住宅
		037	感田桜田住宅
		053	感田常広住宅
		049	感田遠浦住宅
		070	感田林田住宅
		041	感田山の浦住宅
		028	感田湯の浦住宅
		033	第一感田若柳住宅
		034	第二感田若柳住宅
		064	第三感田若柳住宅
		065	第四感田若柳住宅
	頓 野	023	頓野住宅

地域	地区	団地番号	団地名称
北 部	植 木	006	第一光田住宅
		063	第二光田住宅
		035	植木塚本住宅
		039	植木景房住宅
		024	新天神住宅
		002	植木住宅
		003	天神山住宅
		051	植木正境住宅
		058	植木石山谷住宅
	貴船知古	007	貴船住宅
		027	新貴船住宅
		038	知古新出住宅
		010	江口住宅
	新 入	032	新江口住宅
		046	第一新出住宅
		047	第二新出住宅
		048	第三新出住宅
		072	木屋場住宅
		026	第一行定住宅
		068	第二行定住宅
		061	大坪住宅

地域	地区	団地番号	団地名称
西 部	山 部	009	山部打向住宅
		015	山部新打向住宅
		031	山部浦山住宅
		045	新山部住宅
		062	明神住宅
		050	藤河内住宅

地域	地区	団地番号	団地名称
南 部	下 境	025	下境簡付住宅
		016	赤地住宅
		052	猿田住宅
		029	古田坂住宅
		030	日焼住宅
		057	下境日焼住宅
		021	古田浦住宅
		073	下境日焼改良住宅
		014	第一新中泉住宅
		069	第二新中泉住宅
	中泉東部	043	第一中泉一丁田住宅
		059	帯田住宅
		011	中泉大田住宅
		054	中泉中央住宅
		074	中泉中央住宅
		036	新池代住宅
		042	新大田住宅
		060	第三大田住宅
		008	中泉牟田住宅
		005	中泉住宅
	中泉西部	017	第一八反田住宅
		018	第二八反田住宅
		020	第四八反田住宅
		066	第五八反田住宅
		067	第六八反田住宅



(別紙1)

直方市長 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
電 話

市営住宅緊急修繕協定工事業者申込書
(管工事業者)

市が管理する市営住宅の緊急修繕工事に関わる協定業者（管工事業者）の申込書
に下記書類を添付のうえ提出します。

記

- ・市営住宅緊急修繕協定工事業者応募資格に関する調査票（資格・免許等の写しを添付）